

令和 8 年第 3 回定例会

防災環境産業委員会資料

(付託案件)

- 報告第 3 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について
【消防安全課】 2

令和 8 年 9 月 1 5 日

防 災 ・ 危 機 管 理 部

報告第3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記2

和解について

消防安全課

消防安全課所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人
- (3) 個人

2 和解の内容

- (1) 令和7年1月3日（金）午後2時55分頃、つくば市横町360番地地先県道上で発生した事故
- (2) 事故の概要
消防安全課所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の小型乗用自動車に衝突し、損害を与えた。
- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 620,256 円
(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年7月17日

茨城県知事 大井川 和彦

令和 8 年第 3 回定例会

防災環境産業委員会資料

(主な事務事業等の経過)

1	熊本地震や千葉豪雨に係る県の対応について	
	【防災・危機管理課】	2
2	防災対策の推進について	
	【防災・危機管理課】	4
3	消防団員報酬の改善状況について	
	【消防安全課】	5
4	茨城県防災ヘリコプターの運航状況について	
	【消防安全課】	6
5	第 6 回茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会の開催結果	
	【原子力安全対策課】	8
6	高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る文献調査について	
	【原子力安全対策課】	10

令和 8 年 9 月 1 5 日

防 災 ・ 危 機 管 理 部

熊本地震や千葉豪雨に係る県の対応について

防災・危機管理課

1 令和8年熊本地震に係る県の対応

令和8年熊本地震で被災した熊本県に対し、国等からの要請を受け、人的支援等を行っている。

<これまでの支援状況（2026(令和8)年9月4日現在）>

(1) 人的支援	
① たいこう 対口支援（応急対策職員派遣制度）	延べ 198 名派遣 総務省からの要請に基づき、8月11日から熊本市に対し、県及び市町村職員を派遣し、住家の被害認定に係る家屋調査業務に従事している。
② DPAT（災害派遣精神医療チーム）	延べ 35 名派遣 厚生労働省からの要請に基づき、8月2日から7日間、「県立こころの医療センター」のチームを派遣し、本部活動支援及び避難所で被災者の心のケアに従事した。
③ DMAT（災害派遣医療チーム）コーディネーションチーム隊員	延べ 29 名派遣 厚生労働省からの要請に基づき、8月1日から8月17日までDMAT隊員を継続的に派遣し、本部活動支援に従事した。
(2) 救援物資 10 台提供（シャワー7台、手洗い器3台）	
○ 災害時応援協定を締結しているWOTA株式会社及び熊本県から、生活用水資機材の支援要請があったため、資機材を保有する龍ヶ崎市、神栖市及び境町と協力し、水循環型のシャワーや手洗い器を熊本県に提供した。	
(3) 義援金	
○ 県庁舎、合同庁舎（水戸、常陸太田、鉾田、土浦、筑西）及び三の丸庁舎に、8月5日から募金箱を設置した。	



〔対口支援による家屋調査業務の様子〕



〔DPAT による被災者ケアの様子〕

2 令和8年8月千葉豪雨に係る県の対応

8月13日に千葉県内で甚大な被害をもたらした令和8年8月千葉豪雨では、本県にも県南地域を中心に警報が発表されたことから、連絡体制のもと、水戸地方気象台から収集した情報の関係部局への展開や市町村の被害状況等のとりまとめなどを実施。

なお、人的支援の要請は、現時点で国や千葉県から届いていない。

＜当日の本県の状況＞

- | | | |
|----------|-------------------|-------------------------|
| (1) 気象警報 | レベル4大雨危険警報 | 3市町（取手・守谷・利根）で発表 |
| (2) 避難指示 | 2市（取手・守谷）で発令 | |
| (3) 避難所 | 4市（取手・守谷・つくば・牛久）で | 最大7か所開設
最大避難者数9世帯14人 |
| (4) 被害状況 | 人的被害なし | 物的被害は営業車両1台水没の情報あり |

3 上記災害を踏まえた今後の検討課題

令和８年熊本地震及び令和８年８月千葉豪雨の対応に関する検証は、今後、国や各県において本格的に行われると考えるが、現時点で判明している課題に対する本県の現状の取組と検討の方向性は以下のとおり。

(1) 車中泊避難者への対応	
現 状 の 取 組	・市町村に対し、水道やトイレなどを備えた車中泊避難スペースをあらかじめ指定・公表するよう働きかけ ・車中泊避難者の健康状態に問題があるときは、必要に応じて保健師等を派遣
検討の方向性	・避難所や車中泊避難スペースを利用しない被災者にも支援が届くよう、デジタル技術を活用した状況把握の仕組みを検討
(2) 帰宅困難者への対応	
現 状 の 取 組	・各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を実施 ・主要駅の地元市町村が、駅周辺の公共施設等を帰宅困難者を受入れるための一時滞在施設として指定
検討の方向性	・駅周辺の県有施設が一時滞在施設として活用可能な場合には、指定について市町村と協議
(3) 内水氾濫・道路冠水への対応	
現 状 の 取 組 (土 木 部)	・昨年度末で内水ハザードマップは16市町村(45.7%)で策定済(放置車両への対応) ・レッカー事業関係団体と応援協定を締結し、法令に基づく放置車両の移動命令及び強制移動の実施体制を構築済(アンダーパス部への対応) ・県管理道路全9箇所について緊急点検を実施済 ・監視カメラで常時監視し迅速に通行止措置がとれる体制を構築 ・千葉豪雨を踏まえ、アンダーパス部における予防的事前通行規制を新たに導入
検討の方向性	・内水ハザードマップ未策定の市町村へ作成を働きかけ ・大規模災害を見据えた放置車両の移動候補地の確保を検討

1 防災啓発イベント「いばらき学ぼうさい」の開催

近年、激甚化・頻発化している自然災害への関心や災害への備えの重要性など、県民の防災意識向上を図るため、防災啓発イベント「いばらき学ぼうさい」を開催した。

<開催概要>

(1) 日時・場所 2026(令和8)年7月4日(土) イオンモール土浦

(2) 来場者数 497名

(3) 参加機関

土浦市、土浦市消防本部、土浦警察署、茨城海上保安部、水戸地方気象台、自衛隊茨城地方協力本部土浦地域事務所、東京電力パワーグリッド(株) 等

(4) 主なイベント内容(全14ブース)

マイ・タイムライン作成講座、地震・津波VR体験、防災クイズ大会、避難所体験、自衛隊・消防・警察による車両展示 等



[ステージイベントの様子]



[土浦市消防本部による車両展示]

2 感震ブレーカーの普及啓発

地震による火災被害を防止するためには、感震ブレーカーが非常に効果的であることから、製造メーカーより寄贈を受けたデモ機を市町村に貸し出してイベント等で展示してもらうことにより、普及啓発を図っている。

<貸出受付状況(2026(令和8)年9月4日現在)>

- ・龍ヶ崎市
- ・那珂市消防本部
- ・筑西広域市町村圏事務組合消防本部
- ・大子町消防本部



[龍ヶ崎市イベントでの展示状況]

消防団員報酬の改善状況について

消防安全課

1 概要

消防団員の報酬については、消防団を設置する市町村が条例で金額を定めて支給している。

報酬には、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬と、出動に応じて支払われる出動報酬があり、総務省消防庁が、金額等について基準を定めている。

【消防団員の報酬等の基準及び留意点】（2021(令和3)年4月13日消防庁長官通知より）

年額報酬（団員階級）：年額 36,500 円を標準とする。

出動報酬（災害）：1 日当たり 8,000 円を標準とする。

- ・災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。
- ・短時間の出動や日付をまたぐ出動、1 日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

2 現状

総務省消防庁が基準を定めた 2021(令和3)年以降、市町村において報酬の額を基準に合わせて引き上げる動きが広がり、2026(令和8)年度には、基準を下回る市町村数は、年額報酬が 8、出動報酬が 3 となっている。

【国の基準額を下回る市町村数】

年度	2020（R 2）	2026（R 8）
年額報酬（団員階級）	3 7	8
出動報酬（災害）	4 2	3

3 県の取組

消防団員の減少が続く中で、その対策として団員の処遇改善が重要であるため、市町村を直接訪問するなど、様々な機会を捉えて、報酬額の引き上げについて強く働きかけを行っているところ。

その結果、国の基準額を下回る市町村数は減少してきていることから、今後も働きかけを積極的に行い、地域防災力の中核である消防団の充実強化を推進する。

茨城県防災ヘリコプターの運航状況について

消防安全課

県防災ヘリコプター「つくば」は、茨城県防災航空隊において、1995(平成7)年4月1日より運航を開始し、救急・救助活動や林野火災等の消火活動、災害時の情報収集活動、緊急消防援助隊や隣接県等との相互応援協定等による活動に対応している。

1 防災ヘリコプターの運航状況 (2025(令和7)年度)

緊急運航						通常運航				合計	
救急	救助	災害	火災	広域応援	計	災害予防	自隊訓練	その他	計	飛行時間	件数
45	29	3	11	4	92	25	97	12	134	225 時間 7 分	226

<緊急運航状況の内訳>

- ・救急活動 45件 【搬送人員 67名(傷病者 25名、医師等 42名)】
うちドクターヘリの補完的運航 18件を含む
- ・救助活動 29件 【総救助人数 14名】
- ・災害状況調査 3件
- ・火災防御 11件 (消火活動 10件、延焼状況調査 1件)
- ・航空消防防災相互応援協定による活動 4件 (福島県 1件、栃木県 3件)

<航空隊員の訓練事例>

- ・筑波山等での山岳救助訓練、霞ヶ浦での水難救助及び消火訓練 97回
- ・各消防本部との合同訓練(救助、消火、ドクターヘリ補完等) 25回
- ・関東近県との合同訓練(相互応援協定、緊急消防援助隊等) 2回

2 最近の運航事例

(1) 山岳救助

つくば市消防本部から、筑波山登山道で両足を痛めた傷病者が救助要請をしているとの通報があり、緊急出動し傷病者を救助後、病院搬送。

(2) 水難救助

消防指令センターから、鹿嶋市の海岸で3名流され、内2名を消防で救助。残り1名が取り残されていると通報があり緊急出動し1名を救助。

(3) 緊急消防援助隊活動

消防庁長官の指示を受け、岩手県大槌町の林野火災に3日間出動し、消火活動を実施。(気象等、飛行可能な日に出動)

3 防災航空隊の広報状況

- ・県主催の防災イベント参加による航空隊PR (いばらき学ぼうさい)
- ・県防災航空隊施設見学の実施 (県内外の消防団・自治会、市内小学校)
- ・インスタグラムによる発信 (訓練状況ほか)

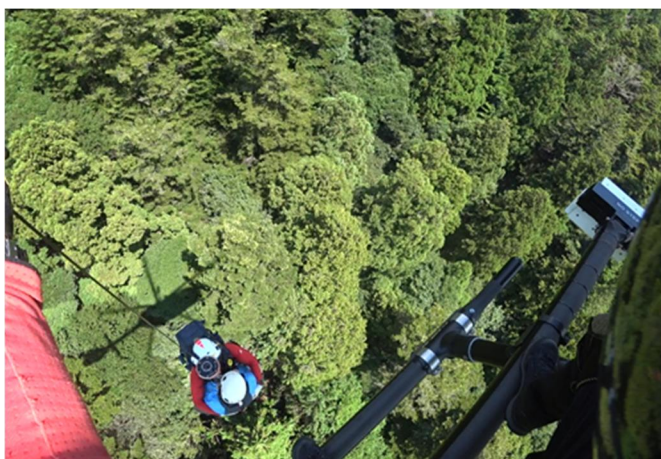
4 活動状況写真



県防災ヘリコプター「つくば」



つくばヘリポート駐機中



救助活動（山岳） つくば市



救助活動（ドクターヘリの補完的運航）



火災防御活動（林野） 常陸太田市



相互応援（火災） 栃木県栃木市

第6回茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会の開催結果

原子力安全対策課

7月1日に開催した第6回委員会では、五つの検証項目（※）のうち、前回に引き続き「住民への情報伝達」及び「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」について、更に新たに「住民の屋内退避への支援策」について議論が行われた。

※「住民への情報伝達」、「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」、「住民の屋内退避への支援策」、「避難者の移動手段の確保方策」、「避難時間短縮のための対策」（必要に応じて項目追加）

1 結果概要

- 「住民への情報伝達」については、県から提示した取りまとめ骨子案について議論が行われ、今後、今回の議論を踏まえ、検証結果報告書案を作成することとなった。
 - 「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」及び「住民の屋内退避への支援策」については、追加説明・議論を行った結果、委員からの主な指摘は以下のとおりである。これらを踏まえ、改めて県の方針・対策案を整理することとなった。
- 検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」
 - ・ 原子力防災業務に従事する職員の不安や混乱を防ぐため、放射線防護に関する事前研修の充実を図ること。
 - ・ 原子力事業者間協力による電力会社からの応援等も考慮し、避難退域時検査等において必要となる人員を適切に算定すること。
 - 検証項目「住民の屋内退避への支援策」
 - ・ 屋内退避中の物資購入や通院等の「一時的な外出」への対応については、公共交通機関の運行の可否など、民間事業者の対応も含め確認すること。
 - ・ 屋内退避の実施にあたっては、準備段階から適切な呼びかけを行うほか、UPZ外も含めた県内全域への情報提供の方法や内容等を整理すること。

（開催日時・出席者等）

日 時：2026(令和8)年7月1日（水）14時から17時まで

場 所：水戸三の丸ホテル

出席者：委員 9名

オブザーバー 29名（PAZ・UPZ 内市町村）

※ 欠席委員については、事前に意見聴取を実施



2 次回開催

2026(令和8)年10月下旬に開催予定

※その他（参考）

日本原電は、本年8月に、東海第二発電所の安全対策工事の終了時期について、防潮堤の設計変更への対応のため、従来の工程から2年程度遅れ、2028(令和10)年度下期となる見通しである旨、また、具体的な工事終了時期については、原子炉設置変更許可に係る工事計画変更の届出時に改めて示す旨を公表。

茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会 委員名簿

(2026(令和8)年7月1日現在)

氏 名	所属・職名	専門分野
うすだ ゆういちろう 臼田 裕一郎	防災科学技術研究所 総合防災情報センター センター長	自然災害防災 防災情報
おかもと なおひさ 岡本 直久	筑波大学 システム情報系 社会工学域 教授	交通工学
さかもと まゆみ 阪本 真由美	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授	減災コミュニケーション
せきや なおや 関谷 直也 【委員長】	東京大学大学院 情報学環 総合防災情報研究センター長 教授	災害情報論
たうち ひろし 田内 広	茨城大学 学術研究院 基礎自然科学野 教授	放射線生体影響
たかはら しょうご 高原 省五	日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 安全研究センター 副センター長	原子力安全
つばくら まさはる 坪倉 正治	福島県立医科大学 医学部 放射線健康管理学講座 主任教授	放射線健康管理学
のぐち かずひこ 野口 和彦 【副委員長】	横浜国立大学 IMS 次世代工学システムの安全科学 研究ユニット 客員教授	リスクマネジメント
まつだ たくや 松田 拓也	株式会社総合防災ソリューション 危機管理業務部 危機管理二課 課長	原子力防災訓練
むなかた まさひろ 宗像 雅広	日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研修センター 防災技術統括官	原子力緊急時支援
むらかみ ひろかず 村上 大和	三菱総研グループ エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 社会解析ソリューション部付 主任研究員	原子力防災訓練

(五十音順、敬称略)

※ 委員長、副委員長は委員の互選により選任

高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する文献調査について

原子力安全対策課

1 高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する国の取組状況等

(1) 主な経緯

- 高レベル放射性廃棄物（使用済燃料の再処理で発生する高放射性廃液のガラス固化体）等の最終処分について、我が国では、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（最終処分法、2000(平成12)年施行）」により、最終的に地下300mより深い安定した岩盤に処分（地層処分）することとしている。
- 国は、2017(平成29)年に「科学的特性マップ」を公表し、全国において科学的により適性の高いと考えられる地域を提示するとともに、全国各地での説明会を開始。
- 2023(令和5)年から、国主導の全国行脚など文献調査の地域拡大に向けた取組を強化。

(2) 処分地選定の流れ（詳細は次ページ参照）

- 処分地の選定においては、最終処分法に基づき、「文献調査」、「概要調査」、「精密調査」の段階的な調査を行うこととされている。
- 文献調査については、市町村からの応募又は国からの申入れに対する市町村の受諾があった場合に、原子力発電環境整備機構が実施する。
- 国（経済産業大臣）は、概要調査や精密調査等に進む際には都道府県知事及び市町村長の意見を聴くことが義務付けられている。

2 国から常陸大宮市への文献調査の申入れ（2026(令和8)年8月31日）

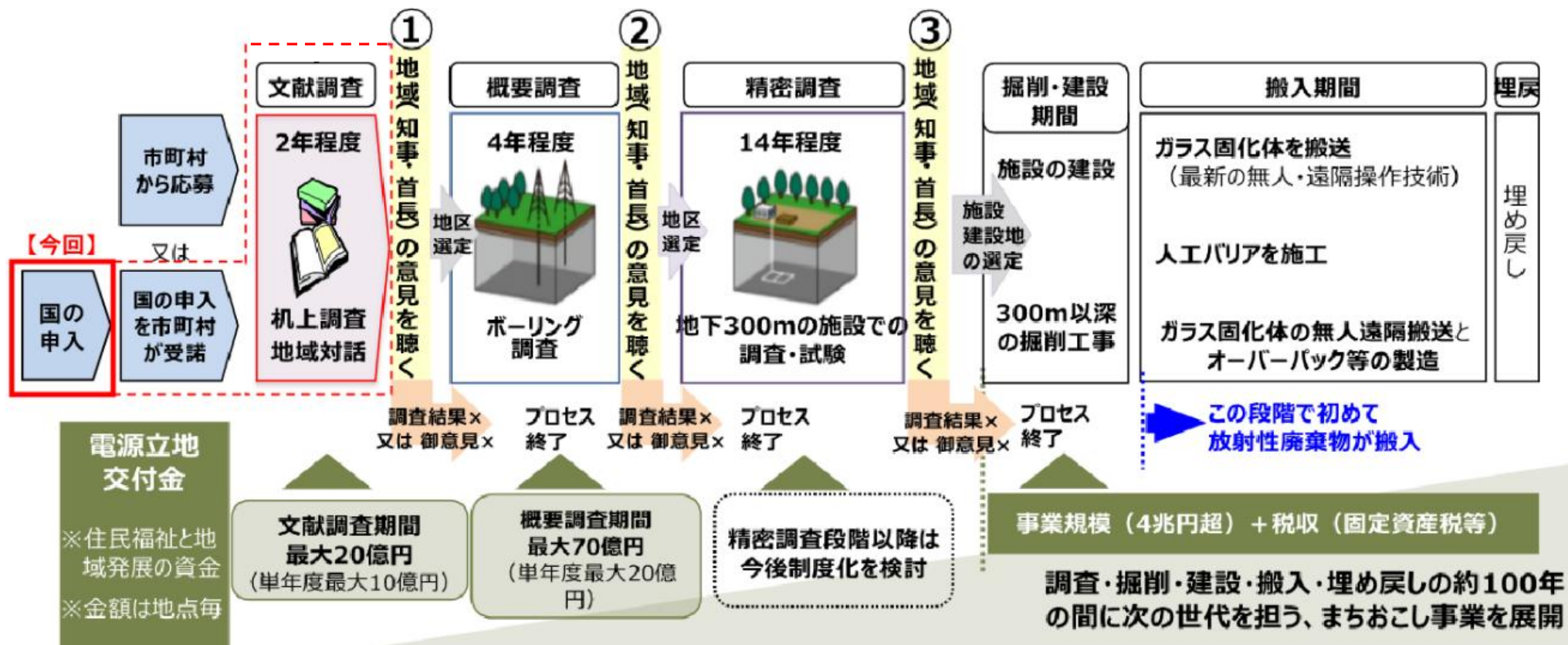
(1) 国が申入れた理由（経済産業大臣発言より抜粋・一部要約）

- 常陸大宮市は、科学的特性マップにおいて、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域であり、最終処分施設の地上施設を設置し得る未利用地が存在する。
- 勉強会を複数回開催するとともに、市内有志から文献調査に関する要望を受けた。
- 市長からは国策に貢献する意義は感じるといった話があった。
- こうした点を総合的に判断し、今回、国から申入れを実施。

(2) 申入れを受けた市の対応（常陸大宮市長コメントより抜粋・一部要約）

- 国からの申入れは重く受け止め、国の抱える課題解決のために国策に貢献することの意義を少なからず感じる。
- 市議会に対し、国等による説明と質疑の場を設け、意見を丁寧に聞きながら、本市の将来にとって何が最善かという観点から対応を検討。

【処分地選定の流れ】（経済産業省 資源エネルギー庁説明資料より抜粋、一部加筆）



【これまでの文献調査の実施例】

2020（令和2）年 11月	寿都町（北海道）
2020（令和2）年 11月	神恵内村（北海道）
2024（令和6）年 6月	玄海町（佐賀県）
2026（令和8）年 5月	南鳥島（東京都小笠原村）